

判決年月日	平成 23 年 6 月 29 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成22年（行ケ）第10318号		
○ 「記録媒体用ディスクの収納ケース」に関する特許について、容易想到性の判断に誤りがあるとして、無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、発明の名称を「記録媒体用ディスクの収納ケース」とする特許（第 3 3 0 6 0 3 6 号）に対する無効審判（無効 2 0 0 9 － 8 0 0 0 7 9 号）において、訂正を認めた上で、無効審判請求を不成立とした審決が出されたことから、その取消しを請求している事案である。

審決は、特開平 8 － 9 0 6 1 0 号公報記載の発明（甲 1 発明）及び特許出願日より前に頒布された公報等から、上記訂正後の発明（訂正発明 1）と甲 1 発明との相違点 2 に係る構成は、当業者が容易に想到し得たということとはできないとして、無効審判請求は成り立たないと判断した。

本判決は、以下のとおり、容易想到性の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した。

「 以上のとおり、ヒンジ部について、側面部を延伸した平面上に形成するか否かは、ケースの強度等も含め作用効果に特段の差異をもたらさないものと解され、本件特許出願日より前に、本体側と蓋側の突片部（ヒンジ部）の一方又は双方が側面部を延伸した平面外に形成される構成が開示されて、そのような構成が広く知られ、また、甲 1 6 には、訂正発明 1 と同じ「外カバー構造」の収納ケースにおいて、本体側及び蓋体側の各側面部と、本体側及び蓋体側の各ヒンジ部との内外の位置関係を互いに逆にし、本体側のヒンジ部をカバー体側のヒンジ部の外側に配置し、このヒンジ部の対向内部にヒンジ軸を突出させるという構成が具体的に開示されていたことが認められる。そうすると、甲 1 発明に接した当業者が、甲 1 発明において、本体側ケース部材及び蓋側ケース部材の側面部を延伸した平面上に形成された突片部（ヒンジ部）を、本件発明の相違点 2 に係る構成とすることに、技術上の困難性はないといえる。すなわち、甲 2、1 3 ないし 1 6 に例示された周知の技術を基礎として、甲 1 発明に係るディスク収納ケースにおいて、蓋側ケース部材の上下端縁部の周壁を本体側ケース部材の上下端縁部の周壁の外側に配置し、本体側ケース部材の上下ヒンジ部を蓋側ケース部材の上下ヒンジ部の外側に配置し、その結果、本体側ケース部材のヒンジ部に設けられたヒンジ軸を上下ヒンジ部の対向内面に突出形成するということは、当業者が容易に想到し得るといえる。」